日本における非財務情報の現状と課題 -CSR報告書を中心として-

大田 博樹

1. はじめに

近年、環境情報をはじめとする非財務情報を開示する企業が増加している。日本では、環境問題が大きくクローズアップされたことで、環境情報を開示している企業が多くなっている。たとえば、日本国内で環境報告書を利用して環境情報を開示している企業は、2001年度には579社、2002年度には650社、2003年度には743社¹となっており、開示企業が年々増加していることが分かる。さらに最近では、国際社会において企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility; CSR)を求める声が高まったことを背景に、持続可能な発展のためには環境という視点だけではなく、経済・社会・環境という3つの側面から企業を捉える重要性が認識され始め、その情報を開示する社会責任報告書が注目されるようになってきた。社会責任報告書(CSR報告書)は、企業によって呼び名や内容が様々であり理論的に確立したものではないが、GRI(Global Reporting Initiative)等からガイドラインが公表されており、今後はさらに研究が進み、CSR報告書のような非財務情報を中心とする報告書を作成する企業が増加するものと考えられる。

このような状況の中で、日本においてもいくつかの先進的な企業がCSR報告書を作成しているが、欧米に比べると日本ではまだCSRという概念が浸透しきっていないという指摘がされている。環境問題に関しては、日本企業は敏感に反応し、ISO 14000シリーズや環境報告書などに積極的に取り組んできたのに対して、CSR報告書に関してはまだまだ発展途上の段階にあると言える。世界的に企業の社会的責任を求める声が高まっている中で、もし社会的な責任を果たすことが出来ない場合には、企業にとって大きな損失となる危険性がある。したがって、日本企業が海外で円滑な企業活動を行なうためにも、早期にCSRという概念を企業内部に定着する必

要がある。

本稿では、以上のような問題意識に基づいて、CSR報告書をはじめとする非財務情報の意義と役割を考察すると共に、日本における非財務情報の開示状況について調査することで、現在考えられる問題点と今後の課題を明らかにすることを目的としている。

2. 非財務情報の意義と役割

1) 非財務情報の意義と範囲

非財務情報は、環境問題や雇用問題、地域社会との関係のように財務情報で認識することが難しい要素についての情報を認識し、開示するという役割が期待されている。特に最近では、企業環境が大きく変化したことで、非財務情報の果たす役割は増大している。そのため、各企業から環境報告書や持続可能性報告書など様々な非財務情報が開示されるようになってきたが、これらの非財務情報に関する法規制は世界的にもまだ少なく、企業にとって都合の良い情報のみが開示されてしまうといった問題点も指摘されている。しかし、企業規模が拡大し、地域社会への影響力が増している現在では、非財務情報は欠かせない重要な企業情報の一つとなってきたといえる。

ところで、本稿で対象とする非財務情報とは、貸借対照表や損益計算書を中心とした財務諸表によって開示される会計情報以外の情報で、物量や数量といった定量情報と記述や図表といった定性情報の両方が含まれている。財務情報と非財務情報の範囲を示すと、図表1-1のように表すことができる。

 内部目的・外部目的意思決定情報

 フィナンシャル・リポーティング (財務報告) 情報

 一般目的外部財務報告情報

 基本財務諸表情報
 補足情報

 本体情報
 注記情報
 所属情報

 大財務的財務報告
 作意開示

 会計情報
 情報

図表1-1 開示情報の範囲

(出典: 照屋行雄・大田博樹稿「企業環境の変化とアカウンタビリティ」『国際経営論集』23号所収、p.234)

図表 1 - 1 は、アメリカ財務会計基準委員会(Financial Accounting Standard Board; FASB)が提示した財務報告書の範囲を表にまとめたもので、従来の開示情報よりも拡充された内容となっている。本稿の対象とする非財務情報は、図表 1 - 1 の網掛けの非財務的情報の部分を中心としている。しかしながら、非財務的情報に限定するものではなく、必要に応じて非会計的財務報告情報が含まれる場合もある。図表でも明らかなように、非財務情報は財務情報を補完する情報となっているが、現在では企業規模が拡大し財務情報だけで企業の現状を認識することが難しくなっているため、今後はさらに非財務情報の果たす役割が大きくなっていくものと思われる。

そして、現在では世界各国で様々な非財務情報が開示されるようになってきた。このような非財務情報の増加現象には、企業が社会的責任(Corporate Social Responsibility; CSR)を問われるようになってきたことが影響している。 CSR とは、「社会との良好な関係があって初めて事業が成り立つことを事業者自身が自覚し、社会の中で期待される自らの役割を積極的に担っていくこと」²であると理解される。企業がこのような社会的責任を果たすためには、法令順守や地域への貢献など様々なものが考えられるが、これらの情報の大部分は非財務情報として開示されている。したがって、企業がCSRに積極的に取り組むことにより、さらに非財務情報の内容が拡大していくことになるのである。

しかし、企業にCSRを求める潮流は世界的に広がっているものの、法的に規制されているものではないため統一された報告書は作成されていないのが現状である。このような状況の中で、国際社会の中において大きな影響力を持つのがGRIガイドラインである。GRI³ (Global Reporting Initiative) は、企業を経済・社会・環境の3つの視点から捉えるトリプル・ボトム・ラインを提唱しており、多くの企業がGRIのガイドラインに準拠した報告書を作成している。それに対して、世界環境経済人協議会 (World Business Council for Sustainable Development; WBCSD) は、持続可能な発展 (Sustainable Development) を提唱している。その他にもいくつかの概念が提唱されているが、企業に社会的責任を求めるという基本的概念は共通のものとなっている。本稿では、持続可能性報告書もCSR (社会責任)報告書も表現方法は違うものの同じ非財務情報として扱う。また、環境情報も非財務情報として扱うが、持続可能性報告書やCSR報告書よりも報告内容の範囲が狭くなっている。

2) 非財務情報の役割

非財務情報の利点は、財務情報では認識することが難しい環境や人権、地域社会との関係など企業や利害関係者に重大な影響を及ぼす可能性のある社会的な情報を認識し、開示することが出来る点にある。たとえば、環境問題に関しては、環境報告書を利用して情報開示することが可能である。環境報告書に記載する項目に関しては、制度的に定められてはいないため、全ての報告書の体裁が整えられている訳ではないが、日本企業の多くは環境省が公表している「環境報告書ガイドライン」に準拠した報告書を作成している。このガイドラインでは、環境報告書に記載すべきと考えられる項目として、①基本的項目、②事業活動における環境配慮の方針・目標・実績等の総括、③環境マネジメントに関する状況、④事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況、⑤社会的取組の状況の5項目をあげており、非財務情報が中心となっている。本ガイドラインに沿って環境報告書を作成することで、経営者の環境対策への姿勢から具体的な取組の成果まで、環境情報を網羅的に開示することが可能となる。

本ガイドラインの中で環境省は、環境報告書には次のような機能があるとしている⁴。

- ①事業者の社会に対する説明責任に基づく情報開示機能
- ②利害関係者に意思決定に有用な情報を提供するための機能
- ③事業者の社会との誓約と評価による環境活動推進機能
- ④自らの環境配慮の取組に関する方針・目標・行動計画等の策定・見直しのため の機能
- ⑤経営者や従業員の意識付け、行動促進のための機能
- ①~③の機能は、企業と利害関係者との間のコミュニケーションツールとしての 役割を果たしている。それに対して④と⑤の機能は、企業内部での管理や意識改革 などの内部機能としての役割を果たすことになる。

また、環境情報に限定せずに企業を経済・社会・環境の3つの側面から捉える CSR報告書のガイドラインを公表しているGRIも、非財務情報の重要性とその潜在 的効果について次のように指摘している。

- ①高度に情報化された社会においては、過去並びに将来のパフォーマンスを測定し 報告することは、企業のマネジメントにとって重要なツールとなる。
- ②CSR情報を開示することで、企業は多種多様な利害関係者と継続的な対話を行な うことが可能となり、また単に利害関係者からの情報請求に応じているだけの情

報開示よりも優れている。

- ③持続可能性に関する今後の取組み計画などについてのオープンな対話は、利害関係者との信頼関係を築く手助けとなる。
- ④報告書の作成作業は、これまで分離・独立してきた研究開発やマーケティングなどの経営戦略に関連性を持たせ、これまで企業内ではなかったような話し合いが生まれる。
- ⑤報告書の作成作業によって、地域社会や企業イメージ等の問題箇所を事前に察知 することが可能となるため、経営層は企業に損害をもたらす危険性のある動き・ 情勢が取り返しのつかない事態になる前に、精査することが出来る。
- ⑥報告書の作成は、経営層が自然・人・社会的資本への組織の貢献度を評価する能力を強化する。
- ⑦CSR情報を開示することで、上場企業の株価の変動性や不確実性を軽減し、また同時に資本コストを削減させる可能性がある。

以上のように、非財務情報の開示によって、多種多様な利害関係者に有用な情報 を開示するだけではなく、企業内部の経営意思決定者にとっても有用な情報になる ということが分かる。

このように、非財務情報には様々な効果と役割が期待されており、今後はさらに 質・量ともに拡充していくものと考えられる。

3) 非財務情報の開示要求の背景

本項では、非財務情報が積極的に開示されるようになった背景について、企業の 内的要因と外的要因に分けて考察することとする。

まず、企業が非財務情報を開示するようになった内的要因には、企業倫理の欠如があげられる。ここ数年、日本国内では企業による不正な会計処理や個人情報の流出、環境基準を大幅に超える汚染物質の排出など企業の不祥事が続いている。このような不正行為は、企業の規模が大きくなればなるほど利害関係者への影響も大きくなるため、大企業による不正行為は社会に大きな影響を与えてしまう。その結果、上述のような非合法で反社会的な行為に対して、企業に社会的責任 (CSR) を求める声が高まることとなったのである。さらに企業は、このような社会的な責任を果たすために、法律に違反する不正行為を止めるだけではなく、その先の慈善的な行為も求められることになる。

企業に社会的責任を求める声は欧米を中心に発展したが、最近では日本でも注目

されるようになってきた。日本国内でも企業のCSRが注目されることで、企業は自らのCSR活動の結果を環境報告書やCSR報告書などを利用して情報開示するようになった。そして、CSR活動の結果を開示することで、不正行為を行なっていた企業は利害関係者の信頼回復への取組みとして、また不正行為を行なっていなかった企業も、より信頼性の高い企業へと成長することが出来る。したがって、CSR報告書などの非財務情報を開示することで、新たな企業価値を創造することが可能となるのである。

一方、外的要因には、二つの企業環境の変化があげられる。一つ目の企業環境の 変化は、企業規模の拡大による利害関係者の多様化である。もし、企業規模が小さ ければ、その企業の影響力は小さいため利害関係者は比較的少ないと思われる。し かし、企業規模が大きくなればなるほどその企業の影響力は大きくなり、その分だ け利害関係者の範囲も拡大する。現在では、グローバル企業のような超巨大企業も 存在しており、その影響力は非常に大きいものになっているといえる。このような 企業は、製造過程や製品の使用、環境問題、人権問題、雇用問題など様々な場面で 企業外部に影響を及ぼすことが考えられる。そして、それぞれの場面ごとに利害関 係者が存在しており、各利害関係者の要求は広範に渡っている。株主や債権者といっ た従来型の利害関係者に対しては、財務情報で説明責任を果たすことができたが、 拡大した利害関係者に対しては財務情報では十分に対応できていないという可能性 がある。たとえば、地域住民であれば環境問題への対策や地域への貢献等について の情報要求があり、また、消費者であれば製品の安全性や使いやすさの向上等につ いての情報要求が考えられる。このような情報要求に対して、企業が説明責任を果 たすためには、環境報告書や社会報告書のような非財務情報が重要な役割を果たす のである。このような状況の中で、企業に社会的な責任を求める声が高まり、CSR 報告書を求める潮流となったものと思われる。

そして、もう一つの企業環境の変化には、社会的責任投資(Socially Responsible Investment: SRI)の登場があげられる。SRIと従来の投資信託との大きな違いは、従来の投資信託は投資のための尺度として投資先企業の安定性や成長性などの財務情報を判断材料としていたのに対して、SRIは分析資料に財務情報だけではなく、その企業の業種や環境対策の状況、地域への貢献に関する情報も評価基準に加味している点にある。SRIが非財務情報を分析資料に加味する背景には、財務情報だけでは認識が難しいCSRのような活動が企業価値に与える影響に注目しているからである。たとえば、環境活動を積極的に行なっている企業は、環境リスクを低く抑え

られるため、将来的に企業価値が低下する可能性が低いと考えられている。また、 社会的責任を果たしている企業に対しては、消費者や地域住民のイメージが高くな り商品の購買活動に繋がる可能性も考えられる。その他にも、ガバナンスが適切に 働いている企業の平均株価が、その他の企業の平均株価よりも高くなっているとい う調査結果⁵も報告されている。このように非財務情報は、新しい企業価値を表す 報告媒体となっているのである。

このSRIは、現在は欧米を中心に運用されている。日米欧の2001年度におけるSRIファンド数は、日本が9本、欧州が280本、米国が181本⁶となっており、日本でのファンド数が欧米に比べると少なくなっている。日本では1999年に日興證券が初めてのエコファンド⁷を発売して以来、各社から様々なSRIファンドが発売され、現在では環境以外の情報にも考慮したSRIが発売され注目を集めている。

このようなSRIファンドの増加は、市場を通して企業に社会的責任を果たす圧力として働くことが予想される。その結果、企業は環境問題や人権問題、地域社会への貢献等の社会的な取組みについて、その成果を非財務情報として積極的に開示することとなるのである。

4) 非財務情報の変化

これまで見てきたように、現在では非財務情報が果たす役割は非常に大きくなっている。それは、企業の影響力が大きくなるのに比例して、非財務情報の果たす役割もその分だけ大きくなってきたのである。また、企業環境の変化とともに、情報内容も変化してきている。このような非財務情報の中でも、事業の概況や従業員の状況などの一般的な情報は、以前から有価証券報告書等で開示されてきた。しかし、企業環境の変化、たとえば環境問題の深刻化等とともに、非財務情報の範囲が環境情報やその他の情報へと拡大されてきたのである。そして、最近ではその範囲はさらに拡大し、企業の社会的責任を総合的に捉えるCSR報告書が注目されている。

このような非財務情報の発展過程に関して、国連環境計画(United Nations Environmental Programme; UNEP)とSustainAbility社は、「持続可能な発展のための報告への進化」として、図表3-1のような図を示している。(この図表は、環境情報が中心となっている。)

図表3-1 持続可能な発展のための報告への進化

ステイクホルダーの情報ニーズへの適合

第1段階 年次報告書にお ける簡単な報告。 体裁のよいグリー ンき、ニューズ レター、ビデオ 第2段階 一度きりの報告。 しばしば最初の 公式の方針声明 にリンクしてい る。 次章によっ る。	ムとリ 提 供 (NPRI/TRI した持続可能が 下次報 形式)。 しばし ば独立した環境 発展報告。持続
---	---

持続可能な発展のための報告へ向けての進展

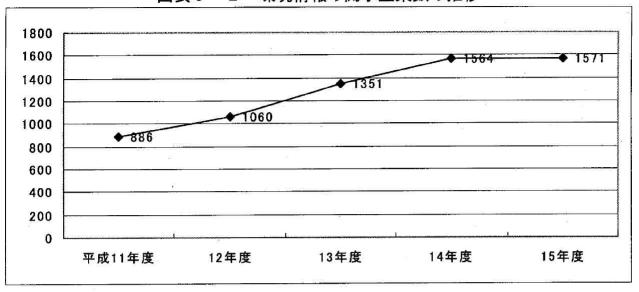
(出典:カナダ勅許会計士協会編『環境パフォーマンス報告』中央経済社、1997年 所収、p.31)

図表3-1によると、まず第1段階では、通常の年次報告書における簡単な情報開示から始まるという。最終段階の第5段階では、環境情報だけでなく経済や社会情報まで求められており、CSR報告書とほぼ同じ内容となっている。現在、企業が情報開示する際には独立した報告書を作成しているということから、現在の非財務情報のレベルは第4段階にあり、さらに第5段階に向かっているものと思われる。このように、非財務情報が企業の概要といった一般的な情報から環境情報などの一部の社会情報に拡大し、さらにその範囲が経済や社会まで拡大することで、企業の社会的影響を総合的に認識することが可能となるのである。

3 非財務情報の開示状況

現在、非財務情報として様々な情報が開示されている。日本では、環境問題への 関心の高さを背景に、環境情報を開示している企業が多くなっている。図表3-2 は、環境情報を「一般に公開している」、または「一部に公開している」日本企業

研究論文●日本における非財務情報の現状と課題-CSR報告書を中心として-



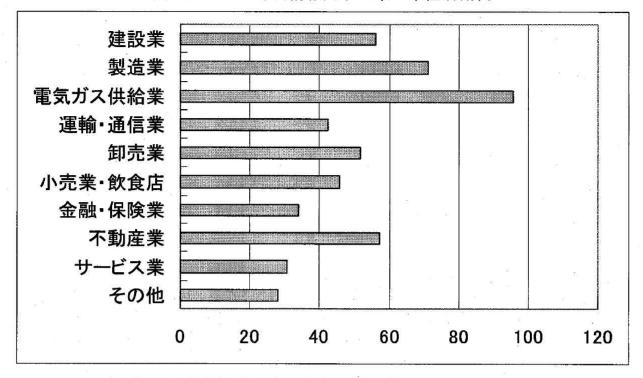
図表3-2 環境情報の開示企業数の推移

(出典:環境省編『環境にやさしい企業行動』2004年、所収p.79)

の推移を表したものである⁸。

図表からも明らかなように、環境情報を開示している企業は年々増加しており、企業の環境情報への関心の高さが伺える。環境情報の開示目的としては、「情報提供等の社会的な説明責任を果たすために公開している」と回答した企業が最も多く72.4%となっている。次いで、「自社における環境に関する取組みのPRのため」が67.3%、「利害関係者とのコミュニケーションのため」が65.2%となっている。情報内容に関しては、「環境に関する経営方針」が最も多く87.5%となっている。次いで、「環境に関する具体的な取組みの状況」の64.3%、「環境に関する目標」の62.8%となっている。以上のことから、企業は具体的な環境情報を開示し社会的責任を果たすことで、利害関係者との関係を良好に保とうとしていることが分かる。ちなみに、環境情報を開示している企業の中で、環境報告書を「作成している」、または「来年は作成する予定」と回答した企業は、全体の35.1%となっている。

環境情報を開示している企業の業種別割合は、図表3-3のようになっている。



図表3-3 環境情報開示企業の業種別割合

(出典:環境省編『環境にやさしい企業行動調査』2004年、所収p.80)

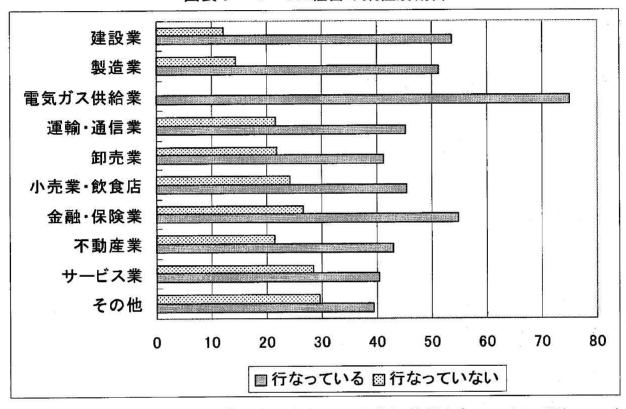
図表からも明らかなように、環境情報を開示している企業の多くは、環境への影響が大きい業種となっていることが分かる。しかし、金融・保険業やサービス業など、環境問題への影響が少ないと思われる業種でも環境情報を開示しており、社会的に環境情報への関心が高まっていると考えられる。

次にCSRに関する調査では、上記の環境報告書を作成または作成予定と回答した企業のうち、独立したCSR報告書を作成している企業は、わずか8.5%。となっている。CSR情報に関して最も割合が多かったのが、現在作成している環境報告書に「現在は記載していないが、社会・経済的側面についての記載を検討している」の40.6%で、次いで「社会・経済的側面についても可能な範囲で記載している」の34.2%となっている。上記のことから日本では、まだCSR報告書を作成している企業が少なく、環境報告書の一部の情報として扱っていることが分かる。

そして、CSRを意識した企業経営を行なっているか、という問いに対して、平成15年度は全体の48.2%が「行なっている」と回答している。次いで、「今後行なう予定である」が27.6%、「行なっていない」が19%となっている。CSRを意識した企業経営を行なう理由として一番多くなっているのが、「様々な社会的リスクを回避、軽減するため」の59.2%となっている。次いで、「不祥事発生防止のリスクマネジメ

ントのため」が56.6%、「多様なステイクホルダーとの信頼性確保のため」が49.7%、「企業ブランドが確立できるから」が36.8%となっている。

このようなCSRを意識した企業経営をしている企業としていない企業の業種別割合は、図表3-4のようになっている¹⁰。



図表 3 - 4 CSR経営の業種別割合

(環境省編『環境にやさしい企業行動調査』2004年、所収p.120)

業種別割合では、電気・ガス供給業が最も多く「今後行う予定」を含めると100%となり、「行っていない」企業はないことが分かった。また、その他の業種に関しては、環境情報の開示状況と比較すると業種別の偏りは少なくなっている。このことからもCSRという概念が、業種に関係なく企業経営に浸透し始めていることが分かる。

一方で、CSRを意識した経営を行なっていない企業も存在している。CSRを意識した経営を行なわない理由として最も多くなっているのが、「CSRについてよくしらないから」で62.5%となっており、非上場企業ではこの割合はもっと多くなっている。次いで、「必要性を感じないから」が17.8%、「費用がかかる」が9.5%となっている。

国際経営フォーラムNo.16

また、CSRを専門に扱う部署を「設置していない」企業は全体の44.3%で、「部署はないが担当者はいる」企業が23.8%となっている。一方で、専門の部署を「設置している」企業は18%で、「今後設置する予定」の企業が9.6%となっており、設置していない企業を大幅に下回っていることが分かる。

以上のことから、地域社会への影響の大きさに関係なく、全ての業種の経営の現場でのCSRへの関心は高まっているものの、専門の部署を設置していないことなどから、積極的な取組みはまだ始まっていないと言える。また、独立したCSR報告書を作成している企業が少なくなっていることからも、日本におけるCSR経営の実施およびCSR報告書の作成は、今後の課題となっていくものと思われる。

4. 非財務情報の問題点と今後の課題

これまでの考察で、これからの企業経営では非財務情報が果たす役割が大きくなり、さらに現在では広い視野で企業の社会的責任を捉えるCSRという概念が注目されるようになってきたことを明らかにした。しかし、前項で分析したように、日本ではCSRを意識した経営は始まりつつあるものの、独立したCSR報告書を作成している企業は少なく、非財務情報の多くは環境報告書となっているのが現状である。つまり、日本においては、CSR報告書で報告するようなCSRを意識した企業経営が積極的に行われていない可能性がある。日本では、企業の社会的責任を評価する市場や国民の意識がそれほど育っていないこともあり、企業も積極的な取組みをしてこなかったものと考えられる。しかし、国際社会では、CSRを意識した経営が求められ、CSR報告書を開示することが求められている。

そのため、日本国外で活動を行なう企業にとって、CSR経営及び報告書への取組 みへの遅れは、企業イメージの低下を招く危険性があり、早急に対応する必要があ るといえる。さらに日本国内では、企業の不祥事が多発していることもあり、日本 企業は国際社会からかなり厳しい評価を受けているのが現実である。

このような状況の中で、企業の社会的責任を格付け評価する動きが始まっている。2004年9月にアメリカの格付け機関であるGMI(GovernanceMetrics International)が、コーポレート・ガバナンスの格付け評価¹¹を発表した。昨今、国内外で企業不祥事が取り沙汰されており、コーポレート・ガバナンスがさかんに議論されている。企業経営が効率的であり、さらに社会的に貢献できるかどうかは、コーポレート・ガバナンスが有効に働いているかに掛かっているのである。したがって、ガバナン

ス格付け評価が高い企業は、経営が効率的で社会貢献も十分に行なわれていると考えられる。

この格付け評価は、世界23カ国の2588社を対象に、「取締役のアカウンタビリティ」、「財務情報の開示と内部統制機能」、「株主権利」、「役員報酬」、「企業の支配権の構成」、「企業行動と社会的責任」の6つの分析視点で行なわれた。図表4-1は、ガバナンス格付け評価の順位一覧である。

順位	国名	企業数	平均点	順位	国名	企業数	平均点
1	アメリカ	1154	7.23	13	イタリア	39	5.41
2	カナダ	99	7.19	14	シンガポール	48	5.32
3	イギリス	353	7.12	15	ノルウェー	13	5.23
4	オーストラリア	93	6.73	16	オーストリア	13	5.04
5	オランダ	30	6.58	17	フランス	57	4.94
6	フィンランド	20	6.05	18	香港	44	4.63
7	アイルランド	14	6.04	19	デンマーク	20	4.60
8	スイス	32	5.66	20	ポルトガル	10	4.55
9	ニュージーランド	13	5.62	21	ベルギー	22	4.52
10	ドイツ	59	5.58	22	日本	356	3.57
11	スペイン	39	5.46	23	ギリシャ	23	2.93
12	スウェーデン	37	5.42		合計	2588	

図表4-1 ガバナンス格付け評価順位

(出典: http://www.gmiratings.com/(2gp22q55ul5dhq45pjchsn45)/Release20040903.html)

今回の調査で10点満点を獲得したのは、アメリカ企業20社とカナダ企業5社、オーストラリア企業1社の合計26の企業であった¹²。GMIの報告書によると、10点満点を獲得した26社全体の平均株価は、S&P500の平均株価指数を過去1年間で4.9%、3年間で8.3%、5年間で10%も上回っていたとしている。このことからGMIは、コーポレート・ガバナンスと株価には密接な関係があると指摘している。

一方、日本企業は、23か国中22位となっている。10点満点を獲得した日本企業はなく、逆に最低の評価を受けた25の企業のうち、日本企業が13社も入っていた。日本企業の評価が低くなっている理由は、社外取締役の比率が低い点とCSRに関する方向性が不明確な点をあげている。上述したように、コーポレート・ガバナンスは、経営者が多種多様な利害関係者に対して社会的責任を果たすために必要なシステムであり、効率的な企業経営にはガバナンスの機能が働いていることが重要となって

いる。そして、ガバナンスの充実のためには、財務情報の開示に加え、非財務情報の開示も必要であり、今回の調査結果は、利害関係者への社会的責任と非財務情報の開示に関する充実度を表していると考えられる。そのため今回の調査結果からは、日本企業の社会的責任への取組みの遅さと情報開示への問題が指摘できる。

このような格付け評価の結果は、消費者行動や株主行動へ影響を与える可能性があるため注意が必要である。たとえば、利害関係者に対して透明性の低い経営を行なえば、消費者離れが進んだり、またSRIの投資対象に組み込まれなくなったりしてしまうことが考えられるからである。これまで日本国内でのSRIは、市場が小さく、またエコファンドに代表されるような環境問題への適切な対策が評価基準となっていることが多かったため、日本企業にとって社会的責任はあまり重視する必要がなかったといえる。しかし、企業のグローバル化や日本国内でのSRI市場の拡大により、今後は日本においても企業に社会的責任を意識した経営を求める声が大きくなることが予想される。

日本国内でのSRIには、厚生年金基金連合会の「コーポレート・ガバナンスファンド」¹³ や住信アセットマネジメントの「グッド・カンパニー」¹⁴ などがある。それぞれのファンドは、企業の社会的責任を評価基準としているが、たとえば厚生年金基金連合会の銘柄選定の際の評価基準は、①株主価値重視の経営、②情報開示・説明責任、③取締役会、④役員報酬システム、⑤コンプライアンスとリスク管理、となっている。この評価基準によって実際に選ばれた上位30の企業には、東芝や帝人、オムロンなど大手企業が入っている。しかし、前出のGMIのコーポレート・ガバナンスの格付け評価で、日本企業の中ではトップの成績だったソニーは上位には入っていない。また、積極的な社会貢献を行ない業績も好調なトヨタ自動車も上位には入ってきていないという結果だった。ガバナンスと株価には密接な関係があるとするGMIの調査報告があるが、日本でのガバナンスファンドの実践には検討の余地が残されていると思われる。

以上のことから、CSR報告書の開示およびその利用には、次のような問題点があるといえる。第一に、経済・社会・環境という3つの側面から企業を捉えるCSR報告書は、世界の全ての国の共通指標にすることは難しいという点である。たとえば、日本には日本独自の経済社会や文化が存在している。そして、これまで日本では人権問題や雇用問題、企業の地域社会への貢献などの問題は、国民の意識の低さや社会情勢など様々な要因によって、大きく議論されることがなかったのである。また、企業間の株の持合によって個人株主が軽視される傾向にもあった。したがって、こ

のような経済社会では、CSR概念の定着は遅れるだけでなく、イギリスやアメリカのようなCSR先進国に評価で劣ってしまう危険性がある。イギリスやアメリカでは、利害関係者の監視が厳しく、以前から企業は社会的責任を求められてきたため、CSR経営に関しては日本よりも進んでいるといえる。このような社会や文化の違いによって、有利な地域と不利な地域が出てしまうため、SRIファンドの評価で日本の優良企業が外されてしまうという問題が発生してしまうのである。したがって、GRIのようなCSR報告書のガイドラインには、地域や国ごとの特性を考慮したガイドライン作りが必要であるといえる。

第二に、日本におけるSRIファンドの市場が小さいという問題がある。日本でのCSR報告書は、情報の作成側も情報の受け手側も情報への関心が低くなっているという背景がある。そのため、CSR報告書を作成する企業が少なく、また報告書自体の評価も低くなってしまうのである。しかし、グローバル企業は国際社会での競争力を維持するためにもCSR経営を実施し、CSR報告書を開示する必要がある。そして、情報の作成側も情報の受け手側もCSR情報の重要性を認識し、SRI市場を育てていかなければならない。そのためには、利害関係者が厳しい目で企業の社会的責任を意識した経営をしているかどうかを監視し、株主や消費者としての行動を起こすことが重要であるといえる。

第三に、CSR報告書には社会的な評価という曖昧な基準が含まれている点である。 社会的な評価は評価者によっても結果が異なってしまうため、曖昧な情報が開示されてしまう可能性がある。そのため、企業にとって都合の良い解釈の情報が開示され、利害関係者の意思決定を誤らせてしまう危険性が考えられる。

第四に、いくつかの問題点が指摘されるCSR情報を、既に企業評価の基準に利用している点である。上記のような曖昧な情報が含まれる上に、企業にとって有利な情報だけが開示される可能性もある。利害関係者の意思決定を誤らせないためにも、適切な報告書の構築や監査制度の形成が必要不可欠であるといえる。

以上のように、CSR報告書には、まだいくつかの問題点が残されている。しかし、環境問題をはじめとする企業を取り巻く諸問題には積極的に取り組んでいく必要がある。CSR報告書は、企業の積極的な取組みを認識し、利害関係者に伝えるという重要な役割が期待されている。そのため、企業はCSR報告書を作成する努力をし、一方で利害関係者はCSR報告書を受け入れる市場を形成する必要があるといえる。

5. おわりに

本稿では、まず非財務情報の意義と役割について考察し、非財務情報が企業と利害関係者の両方に大きな影響を与えることを明らかにした。

次に環境省の「環境にやさしい企業行動調査」を基に、非財務情報の開示状況について分析した。日本においては、環境情報への関心が高く、環境会計の実施や環境報告書の作成をしている企業が多かった。特に、環境への影響の大きい電気・ガス供給業や製造業での割合が高くなっていた。それに対して、CSR報告書については独立した報告書を作成している企業が少ないという結果だった。しかし、CSRを意識した経営を行っている企業の割合は多く、また環境情報のような業種による偏りはなかった。したがって、日本ではCSRへの関心が高まっているものの、その取組みは始まったばかりであるといえる。

このように日本ではCSRへの取組みが始まったばかりであるため、CSR先進国であるイギリスやアメリカなどの企業と比べると、日本企業の取組みは大きく遅れてしまっているのが現状である。企業の社会的な取組みやその報告書を評価する格付け機関の発表によると、日本企業の平均は下位から2番目という結果で、個別企業の順位でも日本の大企業は上位30位には入っていなかった。このような結果になってしまった背景として、本稿では、①CSR報告書が地域ごとの社会や文化を考慮に入れていないこと、②日本におけるSRI市場が小さいこと、③社会的な評価には恣意的な要素が含まれること、などを指摘した。

以上のように、CSR報告書には問題点も残されているが、財務情報では認識することが難しい様々な情報を多様化する利害関係者に提供する役割が期待されている。したがって、今後も企業規模拡大や企業環境の変化などによりCSR報告書のような非財務情報が果たす役割は増大していくものと思われる。

[「]本調査は、環境省が毎年行なっている「環境にやさしい企業行動調査」で、企業による環境保全に対する取組が効果的に進められているかどうかを把握することを目的としている。平成15年度における調査は、東京、大阪、名古屋の各証券取引所の1部、2部上場企業2,671社及び従業員数500人以上の非上場企業等3,683社、合計6,354社を対象とし、平成16年3月にアンケート調査を実施した。有効回収数は、上場企業で1,234社(46.2%)、非上場企業で1,561社(42.4%)、合計で2,795社(44.0%)

となっている。

本年度からこれまでの調査項目に加え、新たに企業の社会的責任への取組状況に 関する調査も行なっている。

²財団法人日本規格協会編、『CSR企業の社会的責任―事例による企業活動最前線―』 財団法人日本規格協会、2004年、所収p.22

³GRIは、全世界で適用可能な持続可能性報告書の作成のためのガイドラインを策定しようとCERESがUNEPに呼びかけ、1997年に設立された組織である。その後、GRIは各国の企業や研究者、NGO、業界団体などの参加を受け入れ、活発な討議が行なわれてきた。現在では、ステアリング・コミッティーとしてUNEPやWBCSDといった国際機関やCERESやAssociation of Chartered Certified Accountants (イギリス)などが名を連ねている。日本からは、環境監査研究会(EARG)がステアリング・コミッティーとして参加している。

4環境省編『環境報告書ガイドライン』2003年、所収p.6-8

5調査の詳細については、次を参照されたい。

http://www.gmiratings.com/(2gp22q55ul5dhq45pjchsn45)/Release20040903.html

『日米欧のSRIファンドの比較に関しては、谷本寛治著『CSR経営ー企業の社会的責任とステイクホルダーー』中央経済社、2004年を参照されたい。

「エコファンドは、判断基準として財務情報以外に、対象企業がどのような環境活動を行ない、どの程度の効果をあげているのかも加味しているという特徴がある。

*ここでのデータは、環境省が毎年実施している「環境にやさしい企業行動調査」 (平成13年度版、14年度版、15年度版)を基に作成している。

°このデータは、持続可能性報告書を作成している企業(6.6%)とCSR報告書を作成している企業(1.9%)の割合を足したものとなっている。

10データは全て平成15年度のものである。

"GMIの詳細に関しては、http://www.gmiratings.com/を参照されたい。

¹²2004年8月31日時点。10点満点を獲得した企業は、次のとおりである。詳しくは、http://www.gmiratings.com/(2gp22q55ul5dhq45pjchsn45)/Release20040903.html を参照されたい。

¹³厚生年金基金連合会のコーポレート・ガバナンスファンドの詳細については、 http://www.pfa.or.jp/index.htmを参照されたい。

"グッド・カンパニーの評価基準は、次のようになっている。ここでもGMIの評価 基準と同じように、企業の社会的責任と情報開示があげられている。詳しくは、日

国際経営フォーラムNo.16

本総合研究所編『わが国企業のCSR経営の動向2004』2005年を参照されたい。

Company	Ticker	Country
3M Company	MMM	USA
Agrium Inc.	AGU	Canada
Alliant Techsystems Inc.	ATK	USA
BCE Inc.	BCE	Canada
Coca-Cola Co.	ко	USA
Colgate-Palmolive Company	CL	USA
Cooper Industries Ltd.	CBE	USA
Eastman Kodak Company	ΕK	USA
General Motors Corp.	GM	USA
Gillette Company	G	USA
Johnson Controls Inc.	JCI	USA
Lockheed Martin Corporation	LMT	USA
Mattel Inc.	MAT	USA
Nexen Inc.	NXY	Canada
Occidental Petroleum Corp.	OXY	USA
PepsiCo, Inc.	PEP	USA
PG&E Corporation	PCG	USA
Praxair Inc.	PX	USA
Public Service Enterprise Group Inc.	PEG	USA
Suncor Energy Inc.	SU	Canada
Target Corporation	TGT	USA
The Dow Chemical Company	DOW	USA
TransCanada Corporation	TRP	Canada
United Technologies Corporation	UTX	USA
Westpac Banking Corp.	WBC	Australia
Wisconsin Energy Corporation	WEC	USA

調査票 環境編	調査票 社会編
1. 環境に関する経営方針	1. 法令の遵守
2. 環境マネジメントシステム	2. 説明責任と情報開示
3. 環境会計	3. 顧客に対する誠実さ
4. 環境コミュニケーション	4. 人材の育成・支援
5. 環境パフォーマンス	5. グローバル市場への的確な対応
6. 環境負荷削減の取組み	6. 社会活動への積極関与
7. 環境リスク管理と環境ビジネス	
8. 海外での事業活動	

(出典:日本総合研究所編『わが国企業のCSR経営の動向2004』2005年、所収p.1)